

11333P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

33

財務諸表論

重要会計基準



令和7年度試験対策

重要語句を穴埋め式で完全マスター！



サイバーブックストアにて

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

近年、公表された会計基準は多岐にわたります。またこれからも、すでに公表されている会計基準の改正や新たな会計基準の公表の可能性があります。

これらに伴い本試験も会計基準からの出題が多くなる傾向にあります。特に、会計基準の空所補充問題や結論の背景および意見書に関する問題が大きな比重を占めています。これらの問題に対応するには、会計基準に示される重要語句や結論の背景等の内容を理解すると同時にそれらを記述できることが必要になります。

しかし、会計基準や結論の背景等は、膨大な量があり、そのすべてを理解し、記述可能なレベルに到達させることは困難であると言わざるを得ません。

そこで本書は、税理士試験財務諸表論において必要となる「金融商品に関する会計基準」をはじめとする会計基準をテーマごとに分類して収録し、会計基準と結論の背景および意見書を関連付けて学習することを狙いとしています。

また、空所補充問題への対策として、出題可能性が高いと考えられる重要語句を穴埋め式で記憶できるように工夫してあります。

本書が「会計基準への対策」で悩んでいる受験生の1つの道しるべとなることを願っています。

(本書は2024年7月までに公表された会計基準に準拠しています)

TAC税理士講座

本書の利用法

本書は、税理士試験財務諸表論において、出題可能性の高い会計基準対策の書籍です。特に出題可能性の高い21本の会計基準等を厳選して収録してあります。

本書の特長は次のような点です。

本試験における重要度を3段階で表示しています。

★★★★…非常に高い
★★★…高い
★★…普通

1 税効果会計の目的

重要度
★★★★

●会計基準

税効果会計は、企業会計上の「資産又は負債」の額と課税所得計算上の「資産又は負債」の額に「相違」がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）の額を適切に「期間配分」することにより、「法人税等を控除する前の当期純利益」と「法人税等」を合理的に「対応」させることを目的とする手続である。^(注1)

(注1) 法人税等の範囲

法人税等には、法人税のほか、都道府県民税、市町村民税及び利益に関連する金額を課税標準とする事業税が含まれる。

●意見書

二 税効果会計の適用の必要性

1 法人税等の課税所得の計算に当たっては企業会計上の利益の額が基礎となるが、企業会計と課税所得計算とはその目的を異にするため、収益又は費用（益金又は損金）の認識時点や、資産又は負債の額に相違が見られるのが一般的である。

このため、税効果会計を適用しない場合には、「課税所得」を基礎とした法人税等の額が費用として計上され、法人税等を控除する前の企業会計上の「利益」と「課税所得」とに差異があるときは、「法人税等」の額が法人税等を控除する前の「当期純利益」と期間的に「対応」せず、また、「将来の法人税等の支払額」に対する影響が表示されないことになる。

このような観点から、「財務諸表」の作成上、税効果会計を全面的に適用することが必要と考える。

2 税効果会計を適用すると、繰延税金資産及び繰延税金負債が貸借対照表に計上されるとともに、当期の法人税等として納付すべき額及び税効果会計の適用による法人税等の調整額が損益計算書に計上されることになる。

このうち、繰延税金資産は、将来の法人税等の支払額を「減額」する効果を有し、一般的には法人税等の「前払額」に相当するため、「資産」として

会計基準と結論の背景および意見書をテーマごとに分類し、並べて記載しています。

覚えておきたい重要語句は赤字で記載しました。本書付録のチェックシートを利用して暗記学習に役立ててください。

注解についても、できる限り収録するようにしました。

Contents

はじめに iii 本書の利用法 iv

音声ダウンロード版について xii

第1章 企業会計原則及び企業会計原則注解

- 1 一般原則…………… 2
 - (1) 真実性の原則／2
 - (2) 正規の簿記の原則／2
 - (3) 資本利益区別の原則／3
 - (4) 明瞭性の原則／3
 - (5) 継続性の原則／3
 - (6) 保守主義の原則／4
 - (7) 単一性の原則／4
- 2 損益計算書原則…………… 5
 - (1) 損益計算書の本質／5
 - (2) 損益計算書の区分／6
 - (3) 営業利益／7
 - (4) 営業外損益／8
 - (5) 経常利益／8
 - (6) 特別損益／9
 - (7) 税引前当期純利益／9
 - (8) 当期純利益／9
- 3 貸借対照表原則…………… 10
 - (1) 貸借対照表の本質／10
 - (2) 貸借対照表の区分／11
 - (3) 貸借対照表の配列／11
 - (4) 貸借対照表科目の分類／11
 - (5) 資産の貸借対照表価額／12

第2章 企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書

- 1 連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について…………… 16
 - 第一 企業会計原則と減価償却／16

2	連続意見書第四 棚卸資産の評価について	20
	第一 企業会計原則と棚卸資産評価	20
3	連続意見書第五 繰延資産について	21
	第一 企業会計原則と繰延資産	21

第3章 金融商品に関する会計基準

1	金融資産及び金融負債の範囲	24
2	金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識	25
3	金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方	27
4	金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等	28
	(1) 債権	28
	(2) 有価証券	29
	(3) 運用を目的とする金銭の信託	34
	(4) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務	35
	(5) 金銭債務	35
5	貸倒見積高の算定	36
	(1) 債権の区分	36
	(2) 貸倒見積高の算定方法	37
6	ヘッジ会計	38
	(1) ヘッジ会計の意義	38
	(2) ヘッジ対象	39
	(3) ヘッジ会計の要件	40
	(4) ヘッジ会計の方法	41

第4章 リース取引に関する会計基準

1	用語の定義	44
2	会計処理	45
	(1) ファイナンス・リース取引の分類	45
	(2) ファイナンス・リース取引の会計処理	45
	(3) オペレーティング・リース取引の会計処理	48
3	開示	48

第5章 固定資産の減損に係る会計基準

1	会計基準の整備の必要性	52
2	対象資産	54

3	減損損失の認識と測定	55
(1)	減損の兆候	55
(2)	減損損失の認識	56
(3)	減損損失の測定	57
(4)	将来キャッシュ・フロー	58
(5)	使用価値の算定に際して用いられる割引率	60
(6)	資産のグルーピング	61
4	減損処理後の会計処理	62
(1)	減価償却	62
(2)	減損損失の戻入れ	62
5	財務諸表における開示	63
(1)	貸借対照表における表示	63
(2)	損益計算書における表示	63
第6章 棚卸資産の評価に関する会計基準		
1	範囲	66
2	用語の定義	67
3	会計処理	68
(1)	棚卸資産の評価方法	68
(2)	通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準	71
(3)	トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準	75
4	開示	76
(1)	通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下に係る 損益の表示	76
(2)	トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損益の表示	77
第7章 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い		
1	目的	80
2	繰延資産の会計処理の見直しに関する考え方	81
3	会計処理	82
(1)	株式交付費の会計処理	82
(2)	社債発行費等の会計処理	83
(3)	創立費の会計処理	84
(4)	開業費の会計処理	85
(5)	開発費の会計処理	86

(6) 支出の効果が期待されなくなった繰延資産の会計処理／86

第8章 研究開発費等に係る会計基準

1	会計基準の整備の必要性	88
2	定義	89
3	研究開発費を構成する原価要素	90
4	研究開発費に係る会計処理	90
5	研究開発費に該当しないソフトウェア制作費に係る会計処理	91
6	財務諸表の注記	95

第9章 退職給付に関する会計基準

1	範囲	98
2	用語の定義	98
3	確定給付制度の会計処理	100
(1)	基本的な考え方	100
(2)	貸借対照表、損益計算書及び包括利益計算書（又は損益及び包括利益計算書）での取扱い	101
(3)	退職給付債務及び勤務費用	102
(4)	年金資産	106
(5)	数理計算上の差異及び過去勤務費用の会計処理	107
4	確定給付制度の開示	109
5	確定拠出制度の会計処理及び開示	111
6	適用時期等	111

第10章 資産除去債務に関する会計基準

1	用語の定義	116
2	会計処理	118
(1)	資産除去債務の負債計上	118
(2)	資産除去債務の算定	120
(3)	資産除去債務に対応する除去費用の資産計上と費用配分	122
3	開示	124
(1)	貸借対照表上の表示	124
(2)	損益計算書上の表示	124

第11章 税効果会計に係る会計基準	
1 税効果会計の目的	128
2 税効果会計に係る会計基準	129
3 繰延税金資産及び繰延税金負債等の表示方法	132
第12章 企業結合に関する会計基準	
1 用語の定義	136
2 基本的な考え方	137
3 取得の会計処理	141
(1) 取得の会計処理	141
(2) 取得原価の算定	142
(3) のれん	142
第13章 事業分離等に関する会計基準	
1 用語の定義	148
2 会計処理の考え方	149
3 分離元企業の会計処理	153
(1) 分離元企業の会計処理	153
(2) 受取対価が現金等の財産のみである場合の分離元企業の 会計処理	156
(3) 受取対価が分離先企業の株式のみである場合の分離元企業の 会計処理	157
(4) 開示	161
4 結合当事企業の株主に係る会計処理	161
(1) 被結合企業の株主に係る会計処理	161
(2) 開示	163
第14章 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	
1 貸借対照表の区分	166
2 純資産の部の表示	169
3 株主資本の区分	173
第15章 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準	
1 自己株式の会計処理及び表示	176
(1) 自己株式の取得及び保有	176

(2) 自己株式の処分／177	
(3) 自己株式の消却／178	
(4) その他資本剰余金の残高が負の値になった場合の取扱い／179	
(5) 自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用／180	
2 資本金及び準備金の額の減少の会計処理	180
(1) 資本剰余金と利益剰余金の混同の禁止／181	
(2) 資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金／182	
(3) 利益準備金の額の減少によって生ずる剰余金／182	

第16章 ストック・オプション等に関する会計基準

1 用語の定義	184
2 ストック・オプションに関する権利確定日以前の会計処理	184
3 ストック・オプションに関する権利確定日後の会計処理	188

第17章 連結財務諸表に関する会計基準

1 用語の定義	192
2 本会計基準の考え方	194
3 連結財務諸表作成における一般原則	195
4 連結財務諸表作成における一般基準	195
5 連結貸借対照表の作成基準	196
6 連結損益及び包括利益計算書又は連結損益計算書及び連結包括利益計算書の作成基準	199

第18章 包括利益の表示に関する会計基準

1 目的	202
2 用語の定義	203
3 包括利益の計算の表示	204
4 包括利益を表示する計算書	204
5 適用時期等	205

第19章 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

1 用語の定義	208
2 会計上の変更の取扱い	210
(1) 会計方針の変更の取扱い／210	
(2) 表示方法の変更の取扱い／213	

(3) 会計上の見積りの変更の取扱い／214	
3 過去の誤謬の取扱い	218

第20章 収益認識に関する会計基準

1 範囲	222
2 用語の定義	223
3 会計処理	225
(1) 基本となる原則／225	
(2) 収益の認識基準／226	
(3) 収益の額の算定／228	
(4) 契約資産、契約負債及び顧客との契約から生じた債権／229	
4 開示	230
5 適用時期等	230

第21章 討議資料 財務会計の概念フレームワーク

1 財務報告の目的	234
2 会計情報の質的特性	235
3 財務諸表の構成要素	236
4 財務諸表における認識と測定	238

音声ダウンロード版について

本書の内容をそのまま音声化した「音声ダウンロード版」を、TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」にて販売しております。

目からだけでなく耳からも覚えられるので、学習（記憶）効果は倍増します。

是非ご利用ください。

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

第1章

企業会計原則及び 企業会計原則注解

最終改正 昭和57年4月20日

- 1 一般原則
- 2 損益計算書原則
- 3 貸借対照表原則

1

一般原則

重要度



(1) 真実性の原則

会計原則

一 企業会計は、企業の **財政状態** 及び **経営成績** に関して、**真実な報告** を提供するものでなければならない。

(2) 正規の簿記の原則

会計原則

二 企業会計は、**すべての取引** につき、**正規の簿記の原則** に従って、**正確な会計帳簿** を作成しなければならない。^(注1)

注 解

(注1) 重要性の原則の適用について

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って **正確な計算** を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の **財務内容** を明らかにし、企業の状況に関する **利害関係者の判断** を誤らせないようにすることにあるから、**重要性の乏しいもの** については、**本来の厳密な会計処理** によらないで **他の簡便な方法** によることも、**正規の簿記の原則** に従った処理として認められる。

重要性の原則は、**財務諸表の表示** に関しても適用される。

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、消耗工具器具備品その他の **貯蔵品** 等のうち、**重要性の乏しいもの** については、その **買入時** 又は **払出時** に費用として処理する方法を採用することができる。
- (2) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、**重要性の乏しいもの** については、**経過勘定項目** として処理しないことができる。
- (3) **引当金** のうち、**重要性の乏しいもの** については、これを **計上しない** ことができる。
- (4) たな卸資産の取得原価に含められる引取費用、関税、買入事務費、移管費、

保管費等の **付随費用** のうち、**重要性の乏しいもの** については、**取得原価に算入しない** ことができる。

- (5) **分割返済** の定めのある長期の債権又は債務のうち、期限が一年以内に到来するもので **重要性の乏しいもの** については、固定資産又は固定負債として表示することができる。

(3) 資本利益区別の原則

会計原則

- 三 **資本取引** と **損益取引** とを明瞭に区別し、特に **資本剰余金** と **利益剰余金** とを混同してはならない。^(注2)

注解

(注2) 資本取引と損益取引との区別について

- (1) 資本剰余金は、**資本取引** から生じた剰余金であり、利益剰余金は **損益取引** から生じた剰余金、すなわち **利益の留保額** であるから、両者が混同されると、企業の **財政状態** 及び **経営成績** が適正に示されないことになる。従って、例えば、新株発行による株式払込剰余金から新株発行費用を **控除** することは許されない。
- (2) (略)

(4) 明瞭性の原則

会計原則

- 四 企業会計は、**財務諸表** によって、**利害関係者** に対し必要な会計事実を **明瞭に表示** し、**企業の状況に関する判断** を誤らせないようにしなければならない。^(注1)

(5) 継続性の原則

会計原則

- 五 企業会計は、その **処理の原則及び手続** を **每期継続** して適用し、**みだりに** これを変更してはならない。^(注3)

注 解

(注3) 継続性の原則について

企業会計上継続性が問題とされるのは、**1つの会計事実** について2つ以上の **会計処理の原則又は手続** の選択適用が認められている場合である。

このような場合に、企業が選択した **会計処理の原則及び手続** を **每期継続** して適用しないときは、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、**財務諸表の期間比較** を困難ならしめ、この結果、企業の **財務内容** に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。

従って、いったん採用した **会計処理の原則又は手続** は、**正当な理由** により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて **継続** して適用しなければならない。(後略)

(6) 保守主義の原則

会計原則

六 企業の財政に **不利な影響** を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて **適当に健全な会計処理** をしなければならない。^(注4)

注 解

(注4) 保守主義の原則について

企業会計は、予測される **将来の危険** に備えて、**慎重な判断** に基づく会計処理を行わなければならないが、**過度に保守的な会計処理** を行うことにより、企業の財政状態及び経営成績の **真実な報告** をゆがめてはならない。

(7) 単一性の原則

会計原則

七 **株主総会提出** のため、**信用目的** のため、**租税目的** のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる **会計記録** に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために **事実の真実な表示** をゆがめてはならない。

2

損益計算書原則

重要度



(1) 損益計算書の本質

会計原則

一 損益計算書は、企業の **経営成績** を明らかにするため、一会計期間に属する **すべての収益** とこれに対応する **すべての費用** とを記載して **経常利益** を表示し、これに **特別損益** に属する項目を加減して **当期純利益** を表示しなければならない。

A すべての費用及び収益は、その **支出及び収入** に基づいて計上し、その **発生した期間** に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、**未実現収益** は、原則として、**当期の損益計算** に計上してはならない。

前払費用 及び **前受収益** は、これを当期の損益計算から除去し、**未払費用** 及び **未収収益** は、当期の損益計算に計上しなければならない。^(注5)

B 費用及び収益は、**総額** によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを **直接に相殺** することによってその全部又は一部を損益計算書から **除去** してはならない。

C 費用及び収益は、その **発生源泉** に従って **明瞭に分類** し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に **対応表示** しなければならない。

注 解

(注5) 経過勘定項目について

(1) 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、前払費用は、かかる役務提供契約以外の契

約等による前払金とは区別しなければならない。

(2) 前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の収益となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、前受収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならない。

(3) 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過に伴い既に当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、未払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならない。

(4) 未収収益

未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。従って、このような役務に対する対価は時間の経過に伴い既に当期の収益として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、未収収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならない。

(2) 損益計算書の区分

会計原則

二 損益計算書には、**営業損益計算**、**経常損益計算** 及び **純損益計算** の区分を設けなければならない。

A **営業損益計算** の区分は、当該企業の **営業活動** から生ずる費用及び収益を記載して、**営業利益** を計算する。

2つ以上の営業を目的とする企業にあっては、その費用及び収益を主要な営業別に区分して記載する。

B **経常損益計算** の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息及び割引料、有価証券売却損益その他 **営業活動** 以外の原因から生ずる損益で

- あって **特別損益** に属しないものを記載し、**経常利益** を計算する。
- C **純損益計算** の区分は、経常損益計算の結果を受けて、(省略)、固定資産売却損益等の **特別損益** を記載し、当期純利益を計算する。
- D (略)

(3) 営業利益

会計原則

- 三 営業損益計算は、一会計期間に属する売上高と売上原価とを記載して売上総利益を計算し、これから販売費及び一般管理費を控除して、営業利益を表示する。
- A 企業が商品等の販売と役務の給付とをともに主たる営業とする場合には、商品等の売上高と役務による営業収益とは、これを区別して記載する。
- B 売上高は、**実現主義の原則** に従い、商品等の販売又は役務の給付によって **実現** したものに限り、ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる。^{(注6) (注7)}
- C～F (略)

注 解

(注6) 実現主義の適用について

委託販売、試用販売、予約販売、割賦販売等特殊な販売契約による売上収益の実現の基準は、次によるものとする。

(1) 委託販売

委託販売については、受託者が委託品を **販売** した日をもって売上収益の実現の日とする。従って、決算手続中に仕切精算書(売上計算書)が到達すること等により決算日までに販売された事実が明らかとなったものについては、これを当期の売上収益に計上しなければならない。ただし、仕切精算書が販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。

(2) 試用販売

試用販売については、得意先が **買取りの意思** を表示することによって売上が実現するのであるから、それまでは、当期の売上高に計上してはならない。

(3) 予約販売

予約販売については、予約金受取額のうち、決算日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分だけを当期の売上高に計上し、残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以後に繰延べなければならない。

(4) 割賦販売

割賦販売については、商品等を **引渡し** た日をもって売上収益の実現の日とする。

しかし、割賦販売は通常の販売と異なり、その代金回収の期間が **長期** にわたり、かつ、**分割払** であることから代金回収上の危険率が高いので、**貸倒引当金** 及び代金回収費、アフター・サービス費等の引当金の計上について **特別の配慮** を要するが、その算定に当っては、**不確実性** と **煩雑さ** とを伴う場合が多い。従って、収益の認識を **慎重** に行うため、販売基準に代えて、割賦金の回収期限の到来の日又は **入金の日** をもって売上収益実現の日とすることも認められる。

(注7) 工事収益について

長期の請負工事に関する収益の計上については、工事進行基準又は工事完成基準のいずれかを選択適用することができる。

(1)及び(2) (略)

(4) 営業外損益

会計原則

四 営業外損益は、受取利息（中略）、有価証券売却益等の営業外収益と支払利息（中略）、有価証券売却損、有価証券評価損等の営業外費用とに区分して表示する。

(5) 経常利益

会計原則

五 経常利益は、営業利益に営業外収益を加え、これから営業外費用を控除して表示する。

(6) 特別損益

会計原則

六 特別損益は、(中略)固定資産売却益等の特別利益と(中略)、固定資産売却損、災害による損失等の特別損失とに区分して表示する。

(7) 税引前当期純利益

会計原則

七 税引前当期純利益は、経常利益に特別利益を加え、これから特別損失を控除して表示する。

(8) 当期純利益

会計原則

八 当期純利益は、税引前当期純利益から当期の負担に属する法人税額、住民税額等を控除して表示する。^(注13)

注 解

(注13) 法人税等の追徴税額等について

法人税等の更正決定等による追徴税額及び還付税額は、税引前当期純利益に加減して表示する。この場合、当期の負担に属する法人税額等とは区別することを原則とするが、**重要性の乏しい** 場合には、**当期の負担** に属するものに含めて表示することができる。

3 貸借対照表原則

重要度



(1) 貸借対照表の本質

会計原則

- 一 貸借対照表は、企業の **財政状態** を明らかにするため、**貸借対照表日** における **すべての資産、負債及び資本** を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。ただし、**正規の簿記の原則** に従って処理された場合に生じた **簿外資産及び簿外負債** は、貸借対照表の記載外におくことができる。^(注1)
- A 資産、負債及び資本は、適当な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。
- B 資産、負債及び資本は、**総額** によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを **相殺** することによって、その全部又は一部を貸借対照表から **除去** してはならない。
- C 受取手形の割引高又は裏書譲渡高、保証債務等の偶発債務、債務の担保に供している資産、発行済株式1株当たり当期純利益及び同1株当たり純資産額等企業の財務内容を判断するために重要な事項は、貸借対照表に注記しなければならない。
- D 将来の期間に影響する特定の費用は、次期以後の期間に配分して処理するため、**経過的に** 貸借対照表の **資産の部** に記載することができる。^(注15)
- E 貸借対照表の資産の合計金額は、負債と資本の合計金額に一致しなければならない。

注 解

(注15) 将来の期間に影響する特定の費用について

「将来の期間に影響する特定の費用」とは、**すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定** し、これに対応する **役務の提供を受けた** にもかかわらず、その **効果が将来にわたって発現するものと期待される費用** をいう。

税理士受験シリーズ
2025年度版 33 財務諸表論 重要会計基準

発行日 2024年8月9日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2024

管理コード 11333P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。